

# 令和7年度岡山県高梁市立松山高等学校 入学者選抜実施要項

令和7年度岡山県高梁市立松山高等学校（定時制）入学者選抜は、この要項に定めるところによる。なお、記載無き項目に関しては岡山県立高等学校入学者選抜実施要項に準ずる。

## 【一般入学者選抜】

### 1 募 集

#### (1) 応募資格

岡山県高梁市立松山高等学校（定時制）（以下「松山高等学校」という。）に入学を志願する者（以下「志願者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- ア 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）を卒業又は修了（以下「卒業」という。）した者
- イ 令和7年3月中学校等を卒業する見込みの者
- ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者

#### (2) 募集人員

普通科40名から、定時制課程の特別な入学者選抜による合格内定者数を除いた人数とする。

### 2 出 願

#### (1) 出願の制限

志願者は、松山高等学校と他の公立全日制課程の高等学校の第2次募集を併願することはできない。（本校と追検査及び他の公立定時制課程の高等学校の第2次募集との併願は可能である。）

#### (2) 出願の期間

令和7年3月21日（金）の午前9時から午後4時30分まで、3月24日（月）の午前9時から正午までとする。なお、郵送による出願については、3月21日（金）までに到着したものに限り。

#### (3) 出願の手続

##### ア 志願者がしなければならない事項

志願者は、松山高等学校所定の入学願書に所定事項を記入し、在学又は出身中学校等の校長（以下「中学校等の校長」という。）を経由して、出願の期間内に松山高等学校に提出する。

なお、1(1)ウの応募資格による出願については、事前に松山高等学校に問い合わせる。

##### イ 中学校等の校長がしなければならない事項

(ア) 志願者が提出した入学願書の記載事項の確認を行う。

(イ) 当該学年に関する次の書類を作成し、出願の期間内に入学願書とともに松山高等学校に提出する。

入 学 志 願 者 一 覧 表 (2部)

調 査 書 (各志願者について1部)

(ウ) 調査書の客観性と信頼性を高めるため、中学校等の校長を委員長とする調査書作成委員会を設け、その記入や取扱いについては、特に公正、確実を期すること。

ウ 松山高等学校長がしなければならない事項

提出された入学出願関係書類を適正に処理するとともに、入学志願者数を高梁市教育委員会こども教育課長あて報告する。

(4)入学選抜手数料

ア 岡山県高梁市立高等学校条例の定めるところにより、入学願書に 720 円（現金のみ、切手は不可）を添えて提出する。

イ いったん受領した入学選抜手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

(5)入学願書等の配布

ア 入学願書（様式 1）は、令和 6 年 12 月 20 日（金）以降、松山高等学校に直接請求すること。

イ その他の用紙については、必要に応じて岡山県教育庁高校教育課高校魅力化推進室のホームページからダウンロードして使用するか、各自で作成すること。

### 3 入学者選抜のための基礎学力検査・作文・面接

(1)実施期日 令和 7 年 3 月 25 日（火）

(2)検査の日程

集合時刻 13:00

基礎学力検査・作文・面接

内容	開始時刻	終了時刻	時間
基礎学力検査	13:20	14:00	40分
作文	14:15	14:55	40分
面接	15:10	～	

(3)実施場所 松山高等学校 [ 高梁市原田北町 1216-1 Tel(0866)22-3618 ]

(4)配慮事項

基礎学力検査等を受検するに当たり、病気や障害等の事情により特別な配慮を必要とする志願者及び日本語指導が必要な外国籍生徒等で特別な配慮を必要とする志願者について、中学校等の校長は、事前に松山高等学校と十分相談すること。

なお、特別な配慮を必要とする志願者について相談する場合は、中学校等の校長は病気や障害、日本語能力等の状況や希望する特別な配慮等を記した文書（例：様式 4）を提出すること。

(5)基礎学力検査出題の方針

問題は、次の方針により松山高等学校が作成したものを使用する。

ア 平成 29 年度文部科学省告示第 64 号の中学校学習指導要領に示された目標及び内容の範囲内で出題する。

イ 国語、数学、英語に関する問題で、各教科とも基礎的・基本的事項を中心とする。

(6)作文の内容

志望理由に関することをテーマとするもので 400 字以内とする。

(7)面接の実施

面接の実施方法については、令和 7 年 3 月 25 日（火）、松山高等学校において志願者に指示する。

## 4 選 抜

### (1) 選抜の方針

ア 選抜に当たっては、中学校等の校長から提出される調査書、基礎学力検査・作文・面接の結果などを資料として、総合的に判断する。

イ 調査書については、中学校等の教育の全領域にわたる成果を的確に判断するための資料として重視する。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による、中学校等の臨時休業により、中学校等での活動ができなかったことや部活動等の大会、資格・検定試験の中止等により、総合所見及び参考となる事項等の記載が少ないこと等のみをもって志願者が不利益を被ることがないよう配慮する。

### (2) その他

選抜に当たって使用した資料は、公表しない。

## 5 合格者の発表

令和7年3月28日(金)の午前9時から正午までの間に、松山高等学校及び松山高校 Web ページで発表する。

## 6 基礎学力検査の結果に関する保有個人情報の本人提供

### (1) 本人提供の申出を行うことができる者

松山高等学校の一般入学者選抜の受検者及び受検者の保護者とする。

### (2) 本人提供の対象となる個人情報の内容

基礎学力検査の各教科の得点とする。

### (3) 本人提供を実施する期間

令和7年3月28日(金)から4月28日(月)までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

### (4) 本人提供を実施する場所

松山高等学校とする。

### (5) 確認のための必要書類

ア 受検者本人の場合は、受検票

イ 受検者の保護者の場合は、受検票及び受検者の保護者本人であることを確認するための書類（運転免許証、旅券等）

※ 写真が貼付されていない書類の場合は、複数の書類により確認する。（健康保険の被保険者証、国民年金手帳等）

※ 入学願書に署名のない保護者の場合は、受検者との続柄を確認するための書類（住民票の写し等）を併せて確認する。

## 7 その他

(1) 高梁市教育委員会教育長が必要と認めるときは、入学者選抜について調査する。

(2) 出願について不正の事実（学歴、通学区域、調査書等）があるときは、入学許可後といえども、入学を取り消すものとする。

(3) 選抜に関する表簿の保存期間は、学校教育法施行規則第28条の規定により5年間である。